

当初、職場体験実習先の情報提供の依頼でしたが、この実習がきっかけとなり、実習後に採用となりました。就労支援事業所だけではできないこと、センターだけではできないこと、医療機関だけでは「できないこと」が連携によって「できること」に変わりました。

この方は、1日3時間の短時間勤務から開始し、約3年経ちますが、現在は1日7時間の勤務をしています。また、清掃だけではなく介護業務も担当される等、ステップアップをされています。

### 企業情報の提供について

次に、企業情報を提供した事例を紹介します。この事例は連携が活かされた代表的なケースです。

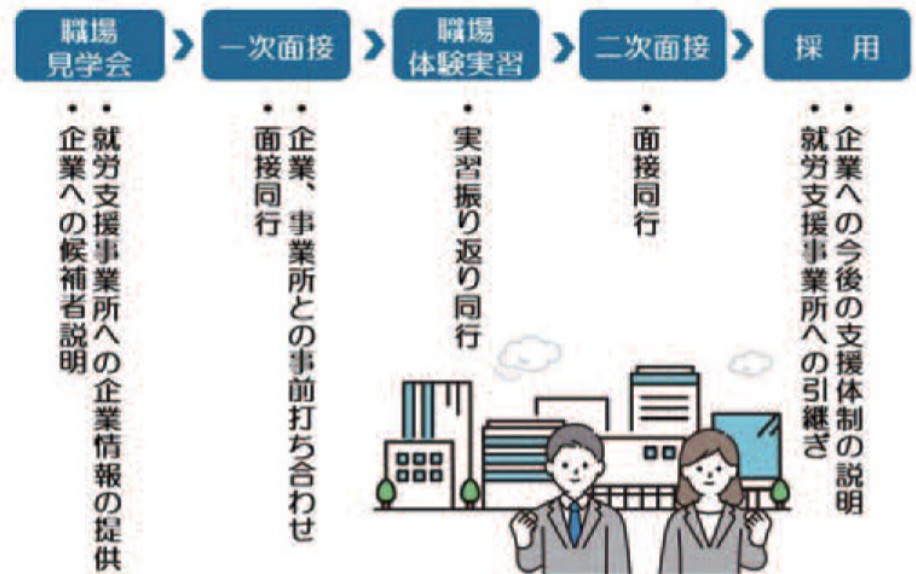
ある企業より物流センターでの雇用についてご相談がありました。複数人の雇用を検討していたため、ハローワークをはじめ、他機関にも広くご相談をされていました。

センターの登録者も候補に挙がりましたが、企業情報の提供等について相談があった複数の就労移行支援事業所に対して、本情報を提供したところ、それぞれより候補者が挙がり、結果、センター登録者より1名、就労移行支援事業所より1名が採用となりました。

雇用までのプロセスは「職場見学会」⇒「一次面接」⇒「職場体験実習」⇒「二次面接」⇒「採用」というものでした。職場見学では、職場体験実習を希望した全員を受け入れていただき、職場体験実習を希望されなかった方も、職場見学により、仕事のイメージを持つことができ、後に他企業での実習に繋がっています。

企業からの雇用相談に対し、複数の就労支援事業所と連携したことで、障がいのある方と企業との橋渡しをすることができました。センターの登録者だけでは候補者の確保が困難であり、就労支援事業所では企業情報の収集が困難でした。本ケースのように、連携して企業の障がい者雇用への対応をすることで、障がいのある方々の職業人生を開くことができました。

### ■雇用プロセス



### まとめ

就労支援事業所の支援者は、利用者の直接支援を中心に行っています。そのため、「企業との関わりが思うようにできていない」という声が多く寄せられます。

一方、センターには専任で企業支援を担当する就労支援相談員が、職場開拓や企業折衝を行っています。互いが連携することで、障がいのある方の就労支援、企業の障がい者雇用への支援をすることができました。こうした連携により、効果的な支援と障がい者雇用の促進に繋がっていくと思います。

令和4年5月1日時点で市内には就労移行支援、就労継続支援A型・B型を含め、約300の就労支援事業所があります。就労支援事業所のニーズに応え、連携することで、福岡市における障がい者雇用をさらに促進していけるよう、今後も積極的に取り組んでまいります。

